

平成20年4月1日からJAS法の適用が拡大し、業者間取引においても食品表示が義務付けられます。

業者間取引は、業者間の信頼関係を前提としていることから、商品に関する情報伝達は規格書等により適切に行われていると考えられてきました。しかしながら、平成19年の牛ミンチ事案のように、加工食品の最終製品の製造業者等に表示義務を課すだけの従来の規制では、最終製品の表示の正確性を確保できない場合が生じているところです。

このため、最終製品に正しい表示が行われるように、業者間取引における情報伝達をJAS法に基づく品質表示基準の対象とするため、関係する品質表示基準を改正し、本年4月1日から取引される商品に表示を義務付けることとなりました。

なお、食品衛生法及び計量法に基づき、業者間取引において表示が義務付けられているものに関しては、従来のとおりそれぞれの法律に従い表示を行っていただきます。

○一般消費者向けに販売される食品の品質表示基準について

飲食料品の品質に関する適正な表示により消費者の選択に資するため、一般消費者向けに販売されるすべての飲食料品に農林水産大臣が食品の品質表示基準を定めています。

改正後の品質表示基準制度においても変更はありません。

(1) 生鮮食品品質表示基準

生鮮食品品質表示基準は、野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していないものが対象となります。

生鮮食品については、「名称」と「原産地」の表示を義務づけています。

(2) 加工食品品質表示基準

加工食品品質表示基準は、生鮮の農産物などの原料を加工して製造された飲食料品が対象となります。

加工食品については、「名称」、「原材料名」、「内容量」、「消費期限（賞味期限）」、「保存方法」及び「製造業者名及び住所（輸入品は、さらに原産国名）」を表示することとなっています。

また、あじの開きなど生鮮食品に近い加工食品20食品群と個別の品質表示基準で義務付けられているうなぎ加工品、かつお削りぶし、農産物漬物及び野菜冷凍食品については、「原料原産地」の表示が必要となります。

○業務用の食品の品質表示基準について

最終製品において正確な表示が担保されるよう、業者間取引においても必要な表示事項が新たに定められました。

なお、外食やインスタ加工の食品については、JAS法に基づく表示義務の対象とはなっておらず、改正後の品質表示基準制度においても変更はありません。

(1) 業務用生鮮食品

生鮮食品のうち、「加工食品の原材料となるもの」については、「名称」及び「原産地」の表示が必要となります。

なお、業務用生鮮食品であっても、原料原産地名の表示が義務付けられている加工食品とならないことが明らかな場合には、原産地の表示を省略することができます。

(2) 業務用加工食品

加工食品のうち、「一般消費者に販売される形態となっているもの以外のもの」については、「名称」、「原材料名」、「製造業者名及び住所」の表示が必要となります。また、

①計量法や食品衛生法で表示が義務付けられている食品にあっては、「内容量」、「賞味期限（消費期限）」、「保存方法」

②輸入品にあっては、「原産国名」

③最終製品で原料原産地名の表示が義務付けられている原材料になるものにあつては、「原料原産地名」

について表示の義務があります。

(3) 表示する媒体

業者間取引においては、義務表示事項を容器若しくは包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示します。ただし、規格書等に表示する場合には、その製品の義務表示事項が規格書等を見て識別できるようになっていなければなりません。

また、表示の根拠となるこれらの書類は、整備・保存（概ね3年を目安）に努めることとなっています。

〇おわりに

今回、JAS法における業者間取引に関する適用拡大の概要をご紹介いたしましたが、具体的な表示事項や表示方法、原産地、原材料に関する表示の省略など、詳細については農林水産省のホームページをご覧ください。

近年、消費者の食に対する信頼を失墜する不正表示の事案が多数発生しております。関東農政局としましては、関係機関と連携を密にし、消費者の立場を最優先に、JAS制度の適正運用に努めて参ります。

